

【新旧対照表（「平成 19 年分 年末調整のしかた」の差替え分）】

（平成 19 年 10 月 25 日まで掲載していたものに係るものです。10 月 26 日以降は差替え後のものを掲載しています。）

従来、所得税の徴収高計算書のデータ送信時に必要とされていた電子証明書の添付が、平成 19 年 1 月以降、不要とされ、利用者識別番号及び暗証番号のみにより所得税の徴収高計算書のデータ送信が可能となりました。

今回の差替えは、上記変更事項との整合を図るためのものです。

該当箇所	新	旧
57 ページ 枠内「1. 所得税徴収高計算書データの作成・送信」中、本文 2 段落目	事前に通知されている利用者識別番号及び暗証番号を用いてe-Taxにログインし、 <u>作成したデータを送信</u> します。	<u>作成したデータに電子署名を添付の上</u> 、事前に通知されている利用者識別番号及び暗証番号を用いてe-Taxにログインして送信します。